

# 国立国会図書館

## 介護分野の外国人労働者受入れ問題

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 913 (2016. 6. 30.)

はじめに

おわりに

### I 受入れの現状

- 1 政府の受入れ方針
- 2 EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

### II 受入れ拡大に向けた動き

- 1 受入れ拡大の方法
- 2 政府における検討経緯
- 3 2 法案の提出

### III 受入れに対する意見

- 現在、介護分野の外国人労働者受入れは、経済連携協定による介護福祉士候補者の特例的なルートのみが認められている。
- 政府は、介護分野への外国人労働者受入れ拡大のため、介護福祉士養成施設を卒業し介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生に付与する在留資格「介護」の新設、外国人技能実習制度において3年間在留可能な職種への介護分野の追加を検討し、第189回国会に関連法案を提出した。
- 受入れ拡大については、人手不足に対応する手段として検討すべきとの意見と、労働環境を整備して日本人労働者を確保することが先決との意見がある。

国立国会図書館  
調査及び立法考査局社会労働課  
はまのめぐみ  
(濱野 恵)

第913号

## はじめに

介護分野の人手不足が懸念されるようになって久しい<sup>1</sup>。政府の試算によると、いわゆる「団塊の世代」（昭和 22 年～昭和 24 年頃生まれの世代）が 75 歳以上となる平成 37 年度には、介護職員は約 38 万人不足すると推計されている<sup>2</sup>。介護サービスの有効求人倍率は、平成 28 年 2 月時点で 2.86 倍であり、全職種平均の 1.23 倍を大きく上回っている<sup>3</sup>。このような中、人手不足に対応するための方策の 1 つとして、介護分野への外国人労働者の受入れ拡大に関する議論が盛んになっており、政府も拡大の方針を示している。本稿は、介護分野の外国人労働者受入れの現状、受入れ拡大に関する政府の検討経緯、受入れに対する関係者の意見を整理する。

## I 受入れの現状

### 1 政府の受入れ方針

平成 28 年 6 月現在、看護・介護分野における外国人労働者の受入れは、「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」）に定める在留資格の 1 つである「医療」に基づく看護師等の受入れと、経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）に基づく看護師・介護福祉士<sup>4</sup>候補者の特例的な受入れという 2 つのルートで実施されている<sup>5</sup>。

外国人労働者受入れに関し、政府の基本的な考え方は、高度な技能を有する専門的・技術的分野の外国人労働者は積極的に受け入れるが、これ以外の外国人労働者の受入れ範囲の拡大には慎重というものである<sup>6</sup>。看護は、専門的・技術的分野と位置づけられ、日本の医師・看護師等の国家資格保有者を対象とした在留資格「医療」により、在留・就労が認められている<sup>7</sup>。

---

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 28 年 6 月 20 日である。

<sup>1</sup> 人手不足を含め、介護制度の現状と課題を整理したものに、近藤倫子「高齢者介護をめぐる諸課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』912 号、2016.6.7。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9985035\\_po\\_0912.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9985035_po_0912.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 厚生労働省「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」2015.6.24, p.3。<[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyo-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyo-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf_2.pdf)>

<sup>3</sup> 厚生労働省「職業別一般職業紹介状況 [実数]（常用（含パート））」『一般職業紹介状況（平成 28 年 2 月分）について』2016.3.29。<[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11602000-Shokugyouanteikyoku-Koyouseisakuka/G35\\_40.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11602000-Shokugyouanteikyoku-Koyouseisakuka/G35_40.pdf)>

<sup>4</sup> 介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく国家資格であり、専門的知識及び技術をもって介護を行い、介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。介護福祉士資格は、その資格を有する者が資格の名称を用いて業務を遂行することができる名称独占の国家資格であり、資格を有する者しかその業務につけない業務独占の国家資格（例：医師、看護師）ではない。介護関係の資格はほかに、「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成等を行う介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護サービス提供に必要とされる介護職員初任者研修及び実務者研修の修了証明（以前の訪問介護員養成研修等を再編したもの）等がある。（黒田研二ほか編著『高齢者福祉概説 第 5 版』明石書店、2016, pp.179-182, 184-185.）

<sup>5</sup> 就労に制限のない在留資格を持つ外国人（日本人の配偶者、日系外国人、永住者等）が、日本で介護職に就業している事例は多いが、介護分野で就労することを直接の目的とした受入れではないため、本稿では割愛する。

<sup>6</sup> 「雇用政策基本方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 201 号）。国会答弁では、「第 9 次雇用対策基本計画」（平成 11 年 8 月 13 日閣議決定）の「いわゆる単純労働者の受入れについては…十分慎重に対応することが不可欠である」という政府の方針は維持されていると説明されている（第 189 回国会参議院内閣委員会会議録第 17 号 平成 27 年 7 月 7 日 p.16。（田村智子委員の質問に対する佐々木聖子法務大臣官房審議官の答弁））。

<sup>7</sup> 過去 5 年間に在留資格「医療」により新規に入国した者の数（看護師以外にも、医師・准看護師等を含めた人数）は、平成 23 年は 7 人、平成 24 年は 9 人、平成 25 年は 11 人、平成 26 年は 27 人、平成 27 年は 29 人であった（法務省「出入国管理統計 出入（帰）国者数」政府統計の総合窓口ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/>>; 同【平成 27

一方、介護は、専門的・技術的分野とは位置づけられていない。このため、介護分野での就労を目的とした在留資格は設けられておらず、外国人が日本の介護福祉士の国家資格を取得しても、それのみをもって介護分野で在留・就労することは認められていない。現状では、EPAによる介護福祉士候補者の特例的な受入れのみが認められている。

## 2 EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

### (1) 制度の概要

EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れの枠組みは、一定の要件を満たす者を候補者として日本国内の病院や介護施設等に受け入れ、候補者は受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指すというものである。現在、インドネシア（平成20年度～）、フィリピン（平成21年度～）、ベトナム（平成26年度～）から受入れが実施されており、平成27年度までに3か国合わせて看護師候補者は994人、介護福祉士候補者は2,069人が入国している<sup>8</sup>。

受入れの流れは、図1のとおりである。候補者となるためには、看護師候補者の場合、母国の看護師資格に加え、一定期間以上の実務経験を有する必要がある。介護福祉士候補者の場合は、母国の看護師養成課程を修了するか、母国の一定の高等教育課程（大学等）を修了し、母国の政府が認定する介護士資格を取得している必要がある。

看護師・介護福祉士候補者は、訪日前に一定期間の日本語研修を受け、入国前に日本語能力試験<sup>9</sup>において一定レベル以上の日本語能力に達している必要がある。訪日後は、一定期間の日本語研修、看護・介護導入研修等の後、受入れ施設で就労・研修を開始する。

看護師・介護福祉士候補者の在留資格は、入管法に基づく「特定活動」<sup>10</sup>である。候補者が日本に滞在可能な期間は、看護師候補者が最長3年、介護福祉士候補者が最長4年であり、この期間中に、日本の看護師又は介護福祉士の国家試験に合格しなければならない。看護師は、滞在期間中に毎年、最大3回受験可能だが、介護福祉士は、受験に際して3年以上の実務経験が必要であるため、滞在期間中に受験できるのは、滞在4年目の1回のみである。国家資格取得後は、日本で看護師・介護福祉士として就労することができる。在留資格は「特定活動」のままだが、上限なく更新することが可能である。

### (2) 現状と課題

候補者を受け入れた看護・介護の現場では、仕事に真摯に取り組む候補者の態度に日本人職員が刺激を受け、職場の活性化につながったこと等が肯定的に評価されている<sup>11</sup>。患者・利用者

年】確定値公表資料「『平成27年における外国人入国者数及び日本人出国者数について（確定値）』2016.3.4. <<http://www.moj.go.jp/content/001176885.pdf>>）。在留外国人数では、平成23年末時点で322人、平成24年末412人、平成25年末534人、平成26年末695人、平成27年末1,015人であった（平成23年は登録外国人統計、平成24年以降は在留外国人統計。法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計） 在留外国人統計」政府統計の総合窓口ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/>>）。

<sup>8</sup> 厚生労働省「経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」<[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouseiteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa\\_base5\\_270825.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouseiteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa_base5_270825.pdf)>

<sup>9</sup> 日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育支援協会が実施している（「日本語能力試験とは」日本語能力試験公式ウェブサイト <<http://www.jlpt.jp/about/index.html>>）。

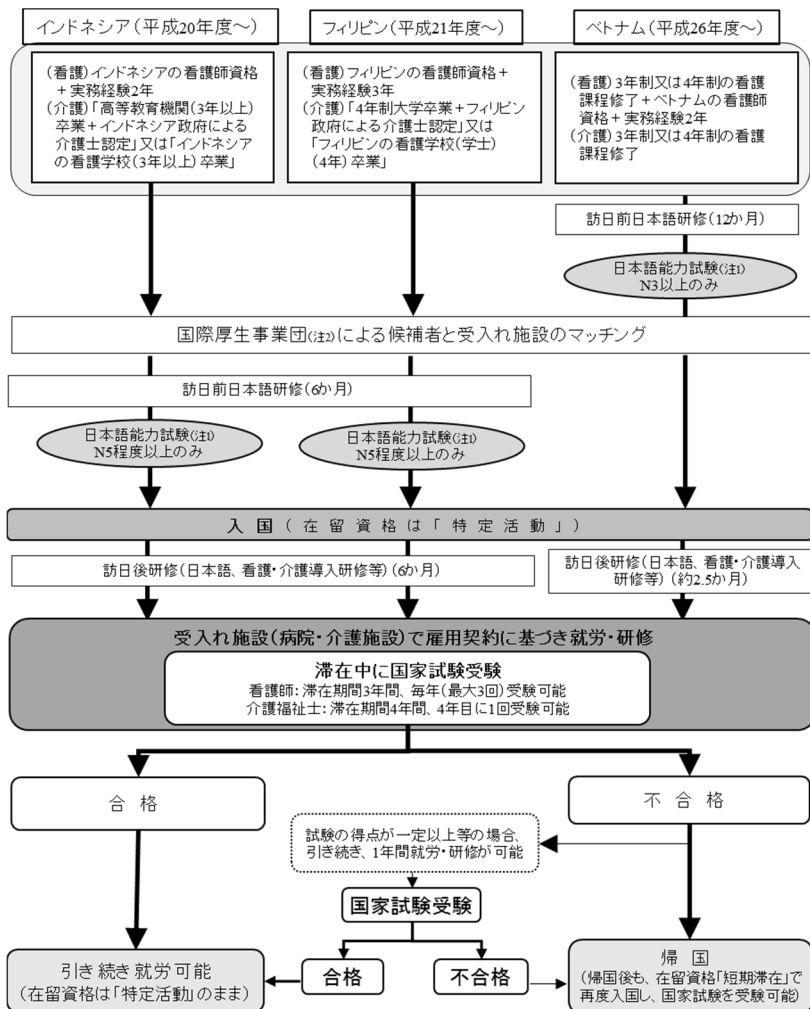
<sup>10</sup> 在留資格「特定活動」で認められる活動内容は、法務大臣が個々の外国人について特に指定する。具体的には、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者のほかに、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー等である（「在留資格一覧表」法務省入国管理局ウェブサイト <<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>>）。

<sup>11</sup> 角田隆「EPA 介護福祉士候補者受け入れ開始から8年 定着し、評価も高い外国人介護福祉士」『介護保険情報』

やその家族の多くも、候補者による看護・介護におおむね満足しているとの調査結果がある<sup>12</sup>。

課題としては、国家試験の合格率が低いことが挙げられている（表 1）。その要因として、日本語で試験を受験しなければならない「日本語の壁」の問題や、就労しながら学習時間を確保する難しさ、介護福祉士試験の場合は 4 年間の滞在期間中に 1 回しか受験機会がないこと等が

図 1 EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの流れ



(注 1) 日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育支援協会が実施している試験である。レベルは、N1 から N5 までの 5 段階で、N1 が最高位である。

(注 2) 国際厚生事業団 (Japan International Corporation of Welfare Services: JICWELS) は、国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的として、昭和 58 年に創設された。EPA による看護師・介護福祉士候補者受入れ事業では、日本国内の医療法人、社会福祉法人等を対象に候補者のあっせん等の業務を行う日本の唯一の調整機関である。

(注 3) フィリピン及びベトナムにおいては上記のほかに就学コース (日本の介護福祉士養成機関に入学し、国家資格取得を目指す) があるが、フィリピンは平成 23 年度以降、ベトナムは受入れ開始当初から、受入れ実績がない。

(出典) 厚生労働省「経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」<[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyoyuanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa\\_base5\\_270825.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyoyuanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa_base5_270825.pdf)> 等を基に筆者作成。

188 号, 2015.11, pp.30-33.

<sup>12</sup> みずほ情報総研が平成 24 年に実施したアンケート調査によると、介護福祉士候補者の介護の質について、「日本人よりも質が高い、もしくは十分満足できる水準である」と回答した利用者及びその家族が 27.1%、「概ね満足できる水準である」が 49.1%で、8 割近くが満足している (みずほ情報総研『経済連携協定 (EPA) に基づく介護福祉士候補者受入れ施設の配置基準に関する調査・研究報告書』(厚生労働省平成 24 年度セーフティネット支援対策等事業) 2013, p.iv. <[http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/epa2013\\_00.pdf](http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/epa2013_00.pdf)>)。

指摘されている<sup>13</sup>。一方、候補者の中には、出稼ぎ目的で訪日しており、必ずしも国家試験合格を目指しておらず、学習意欲が高くない者がいることも指摘されている<sup>14</sup>。

他方、就労内容について、看護師候補者は、日本の高度な技術を修得することを期待して訪日したが、実際は患者の身の回りの世話をすることが多く、期待と実際のかい離が意欲低下を招いたとも報告されている<sup>15</sup>。介護福祉士候補者については、母国である東南アジア諸国では家族による在宅介護が一般的で、専門職による「介護」という概念が浸透していないため、日本で習得した介護技術を母国でいかせる場は少ないと指摘されている<sup>16</sup>。

加えて、候補者の受入れ施設の経済的負担も課題とされている。受入れ施設が候補者の受入れ前に国際厚生事業団等に支払う手数料等<sup>17</sup>は1施設当たり100万円を超え、受入れ後も施設は候補者の給料や研修費用等に月に約30～50万円を支出しているとの指摘もある<sup>18</sup>。また、研修内容は受入れ施設に任されており、施設によって研修の充実度に差があるとの指摘もある<sup>19</sup>。

表1 EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受験年度別国家試験合格率

受験年度	看護師			介護福祉士		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	82人	0人	0.0% (89.9%)	—	—	—
平成21年度	254人	3人	1.2% (89.5%)	—	—	—
平成22年度	398人	16人	4.0% (91.8%)	—	—	—
平成23年度	415人	47人	11.3% (90.1%)	95人	36人	37.9% (63.9%)
平成24年度	311人	30人	9.6% (88.8%)	322人	128人	39.8% (64.4%)
平成25年度	301人	32人	10.6% (89.6%)	215人	78人	36.3% (64.6%)
平成26年度	357人	26人	7.3% (90.0%)	174人	78人	44.8% (61.0%)
平成27年度	429人	47人	11.0% (89.4%)	161人	82人	50.9% (57.9%)
延べ人数	2,547人	201人		967人	402人	

(注) 合格率の( )内の数字は、日本人を含めた全体の合格率。介護福祉士は、国家試験の受験資格である実務経験3年以上を満たさないため、平成22年度までは受験なし。

(出典) 厚生労働省「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」<[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa\\_base5\\_270825.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa_base5_270825.pdf)>; 同「(別添2)第28回介護福祉士国家試験の内訳・入国年度別候補者の累積合格率」『第28回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果』2016.3.28。<<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyo-ku-Shakai-Fukushikibanka/0000117732.pdf>>; 「比など外国人47人 看護師試験に合格」『中日新聞』2016.3.26。

### (3) 政府の対応

こうした状況を受けて、政府は各種の支援策を実施している。国家試験については、平成22

<sup>13</sup> 「「日本で看護師 夢に壁 仕事と勉強 たくたく 3年で合格 難しい」『朝日新聞』2013.5.15; 佐藤英仁「外国人介護福祉士候補者の現状と問題点」『国民医療』327号, 2015.夏, pp.7-9。

<sup>14</sup> 塚田典子「日本で初めて EPA による外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設現場の実態と将来展望」『支援』4号, 2014.5, p.91。

<sup>15</sup> 安里和晃「EPAは介護・看護現場を変えたか」『POSSE』16号, 2012.9, pp.144-145。

<sup>16</sup> 広瀬公巳「外国人介護人材の受け入れの現状と課題」『月刊福祉』95巻9号, 2012.7, pp.27-28。

<sup>17</sup> 受入れ施設は、国際厚生事業団に求人申込手数料、あっせん手数料、滞在管理費を支払い、候補者の母国の送出し機関に手数料等を支払い、日本語研修等の費用の一部も負担する(国際厚生事業団「平成29年度版 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士受入れパンフレット」pp.27-28。<[http://jicwels.or.jp/files/EPA\\_H29\\_pamph.pdf](http://jicwels.or.jp/files/EPA_H29_pamph.pdf)>)。国際厚生事業団については、図1注2を参照。

<sup>18</sup> 上林千恵子「介護人材の不足と外国人労働者受け入れ—EPAによる介護士候補者受け入れの事例から—」『日本労働研究雑誌』662号, 2015.9, pp.93-94。

<sup>19</sup> 赤羽克子ほか「EPA 外国人介護福祉士候補者への支援態勢をめぐる諸問題—施設の支援態勢と候補者の就労・研修状況との関係を手がかりとして—」『社会学論叢』174号, 2012.6, pp.1-19。

年度の試験から疾病名への英語併記等の特例措置がとられ、平成 24 年度の試験からは、全ての漢字への振り仮名付記、試験時間の延長（看護師試験 1.3 倍、介護福祉士試験 1.5 倍）等が実施されている<sup>20</sup>。また、平成 23 年度からは、滞在期間終了までに国家試験に不合格であっても、国家試験の得点が一定の水準以上であった等の条件を満たす候補者は、1 年間の滞在延長が認められている<sup>21</sup>。

訪日前後に実施される日本語研修の期間も延長された。インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は訪日後の 6 か月の日本語等研修のみが実施されていたが、インドネシアは平成 24 年度入国者から、フィリピンは平成 25 年度入国者から、訪日前の 6 か月が加えられ、計 1 年実施されるようになった<sup>22</sup>。なお、ベトナムについては、先行するインドネシア、フィリピンの状況を踏まえ、受入れ開始当初から、訪日前に 12 か月、訪日後に 2.5 か月の日本語等研修が実施されている。

受入れ施設への経済的支援としては、平成 28 年度では、看護師候補者について、研修指導経費の支援として 1 病院当たり年間 46 万 1 千円以内、日本語学習経費の支援として候補者 1 人当たり年間 11 万 7 千円以内が、介護福祉士候補者については学習経費の支援として候補者 1 人当たり年間 23 万 5 千円以内、受入れ施設の研修担当者への手当として 1 施設当たり年間 8 万円以内が、厚生労働省から都道府県を通じて助成されている。<sup>23</sup>

## II 受入れ拡大に向けた動き

### 1 受入れ拡大の方法

政府は、入管法改正による専門的・技術的分野の在留資格「介護」の新設と、外国人技能実習制度への介護分野の追加という 2 つの方法により、介護分野の外国人労働者の受入れ拡大を進めるとしている。

在留資格「介護」が新設された場合、日本の介護福祉士養成施設（福祉系大学、専門学校等）を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生には当該在留資格が認められ、日本における介護分野での就労が可能となる。

一方の外国人技能実習制度とは、開発途上国の青壮年労働者を技能実習生として受け入れ、技術等の移転を図り、技能実習生の母国の経済発展を担う人材を育成することを目的とした制度である。在留資格は、入管法に基づく「技能実習」である。技能実習生は、最長 3 年間日本に在留することができる。訪日 1 年目では技能実習生が従事する職種にほぼ制限はない<sup>24</sup>が、

<sup>20</sup> 厚生労働省「第 102 回看護師国家試験で経済連携協定（EPA）に基づく外国人候補者への特例的な対応をします」2013.2.15. <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vaz4.html>>; 同「第 25 回介護福祉士国家試験で経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した改善をしました」2013.1.28. <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002t3a3.html>>

<sup>21</sup> 「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定）；同（平成 25 年 2 月 26 日閣議決定）；同（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）

<sup>22</sup> 国際厚生事業団「受入支援等の取り組み・受入れ状況等について」（平成 27 年度受入れ 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ説明会【第 2 部】「経済連携協定に基づく受入れの現状」配布資料）2014.5, p.17. <<http://www.jicwels.or.jp/files/E38090E7A2BAE5AE9AE78988E38091H27E585A5E59BBDE59BB.pdf>>

<sup>23</sup> 国際厚生事業団 前掲注(17), pp.35-36; 同「受入支援等の取り組み・受入れ状況等について」（平成 29 年度受入れ 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ説明会【第 2 部】「経済連携協定に基づく受入れの現状」配布資料）2016.4, pp.11-12. <[http://jicwels.or.jp/files/H29EPA\\_setsumeikai-2.pdf](http://jicwels.or.jp/files/H29EPA_setsumeikai-2.pdf)>

<sup>24</sup> 訪日 1 年目については、修得しようとする技能が、同一の作業の反復のみによって修得できるものではなく、かつ、技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であり、技能実習生が母国に帰国後、日本で修得した

訪日 2 年目以降も在留できるのは、訪日 1 年目に修得した技能等に習熟するものであり、かつ、一定以上の技能等を修得したことが公的に評価できる職種（移行対象職種）に限定される<sup>25</sup>。移行対象職種は、厚生労働省公示<sup>26</sup>の別表に示されているが、平成 28 年 6 月現在、介護は含まれていない。移行対象職種に介護分野が追加されると、介護分野で技能実習生が最長 3 年間、在留・就労することが可能になる。

## 2 政府における検討経緯

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の受入れは、平成 22 年 3 月に策定された第 4 次出入国管理基本計画<sup>27</sup>において、既に検討課題に含まれていた。一方、同基本計画は、技能実習制度について、技能実習生の保護に係る措置、監理団体・実習実施機関の適正化等の検討を進めるとしていたが、介護分野への職種拡大には触れていなかった（近年の検討経緯は、別表参照）。

技能実習制度の介護分野への拡大の議論は、第 2 次安倍晋三内閣における平成 26 年の成長戦略策定の過程において活発になった。経済財政諮問会議や、日本経済再生本部の下に置かれた産業競争力会議等での議論を踏まえ、「「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）は、平成 26 年中を目途に、介護分野の国家資格を取得した外国人留学生を対象に、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について制度設計等を行うこと、技能実習制度の対象に介護を含めることを検討し結論を得ることを盛り込んだ<sup>28</sup>。

この方針を受け、平成 26 年 10 月、厚生労働省は、学識経験者、介護事業者団体、介護労働者団体等の介護サービス関係者で構成される「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を設置した。同検討会は、平成 27 年 2 月に「中間まとめ」<sup>29</sup>を公表した。

中間まとめは、拡充される在留資格の対象とするのは、介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した留学生とすることが適当であるとした<sup>30</sup>。技能実習制度の介護分野への拡大については、対人サービスを対象とする初めてのケースとなることからコミュニケーション能力の担保が重視され、中間まとめの取りまとめ段階においては、技能実習生に求める日本語能力の水準が特に議論された。当初は、入国段階で日本語能力試験<sup>31</sup>N3 程度を要件とする予定であったが、中間まとめでは入国段階で N4 程度、2 年目以降

---

技能等を活かすことが予定されている（技能実習生の母国のニーズに合致する）等の要件を満たす必要がある（「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成 2 年法務省令第 16 号）；「技能実習制度推進事業等運営基本方針」（平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示））。

<sup>25</sup> 「出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令」（平成 21 年法務省令第 51 号）第 2 条、第 3 条；「技能実習制度推進事業等運営基本方針」同上

<sup>26</sup> 「技能実習制度推進事業等運営基本方針」同上

<sup>27</sup> 出入国管理基本計画は、出入国の公正な管理を図るため、入管法第 61 条の 10 に基づき、法務大臣が外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるもの。

<sup>28</sup> 「「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）pp.22-23. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>>

<sup>29</sup> 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」2015.2.4. 厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000073122.pdf>>

<sup>30</sup> 同上, pp.13-14. なお、介護福祉士の国家資格を取得するには、介護福祉士養成施設（福祉系大学、専門学校等）を卒業する養成施設ルート、3 年以上の実務経験等を積んだ後に国家試験を受験し合格する実務経験ルート、福祉系高校を卒業後に国家試験を受験し合格する福祉系高校ルートのいずれかを経る必要がある。EPA に基づく国家資格取得は、このいずれとも異なる特例的なルートである。

<sup>31</sup> 日本語能力試験 N3 は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベルとされ、具体的には、新聞の見出しを理解でき、日常的な場面での会話をほぼ理解できる程度とされている。N4 は N3 の 1 つ下の

も引き続き在留する場合は N3 程度を求めるとされた。<sup>32</sup>

以上の見直し案が実現した場合、看護・介護分野の外国人労働者受入れの枠組みは、表 2 のとおり拡大されることになる。

なお、平成 28 年 3 月には、EPA に基づく介護福祉士候補者の更なる活躍促進のための具体的方策について、同検討会の報告書<sup>33</sup>が公表された。同報告書には、介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大（有料老人ホームやサテライト型施設等の受入れ可）<sup>34</sup>、受入れ下限人数の運用の柔軟化（候補者 1 名のみでの受入れが可能な範囲を拡大）、介護福祉士の国家資格を取得した候補者の就労範囲の拡大（訪問系サービスでの就労等）等の方針が盛り込まれた。<sup>35</sup>

表 2 看護・介護分野の外国人労働者受入れの枠組み

	現行制度			制度拡大の検討内容	
	看護		介護	介護	
	看護	介護	看護	介護	介護
制度	在留資格「医療」による受入れ	EPA に基づく特例的な受入れ	EPA に基づく特例的な受入れ	在留資格「介護」による受入れ	外国人技能実習制度による受入れ
目的	専門的・技術的分野の受入れ	相手国との経済連携強化	相手国との経済連携強化	専門的・技術的分野の受入れ	相手国への技術移転
対象	日本の看護師国家資格保有者	母国の看護師養成課程修了者であって、実務経験を有するもの	母国の看護師養成課程修了者又は母国の一定の高等教育課程（大学等）を修了し介護に関する母国政府の認定を受けた者	日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生	技能実習制度による一般的な要件を満たし、日本語能力試験 N4 以上の日本語能力を有する者
在留資格	医療	特定活動（看護師国家資格取得後も、在留資格は「特定活動」）	特定活動（介護福祉士国家資格取得後も、在留資格は「特定活動」）	介護	技能実習

（出典）各種資料を基に筆者作成。

### 3 2 法案の提出

こうした動きを踏まえ、平成 27 年 3 月 6 日、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（第 189 回国会閣法第 31 号。以下「入管法改正法案」）及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（同閣法第 30 号。以下「技能実習法案」）が提出され、両案とも衆議院法務委員会に付託されたが、会期終了により継続審査となった<sup>36</sup>。第 190

レベルで、「基本的な日本語を理解することができる」レベルとされ、具体的には身近な話題の文章を理解でき、日常的な場面でややゆっくり話される会話を理解できる程度とされている。

<sup>32</sup> 「入国時の日本語要件は「N4」程度を要件に一外国人介護人材受入れ検討会—『週刊社会保障』2813 号, 2015.2.16, p.21; 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 前掲注(29), pp.5-7.

<sup>33</sup> 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会—経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について—」2016.3.7. 厚生労働省ウェブサイト <[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/epa\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/epa_1.pdf)>

<sup>34</sup> 平成 28 年 4 月の厚生労働省告示により、介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲が拡大されている（平成 28 年厚生労働省告示第 201 号、同 202 号、同 203 号）。

<sup>35</sup> 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 前掲注(33), pp.5-6.

<sup>36</sup> 両法案の解説として、三俣真知子「技能実習制度の立法化と入管法の改正—外国人材の受入れ関係二法案の概要—」『立法と調査』365 号, 2015.6, pp.3-17. 参議院ウェブサイト <[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2015pdf/20150601003.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150601003.pdf)>



回国会（平成 28 年 1 月 4 日召集）では、衆議院法務委員会での質疑は終局したが、会期終了により、両法案とも引き続き継続審査となっている。

入管法改正法案は、介護福祉士の国家資格を有する外国人を対象とする在留資格「介護」を新設し、当該外国人が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を可能とする等を内容とする。なお、在留資格「介護」は、入管法改正法成立後に制定される法務省令により、日本の介護福祉士養成施設（福祉系大学、専門学校等）を卒業した留学生を対象とする旨が規定される予定である<sup>37</sup>。

在留資格「介護」の新設は、これまで EPA に基づき特例的にしか行われてこなかった介護分野の外国人労働者受入れが、初めて政策的に表明されることになる点が評価される一方で、これのみでは介護人材不足問題の解決策とはなり得ないという指摘がある<sup>38</sup>。また、留学生にとっては介護福祉士養成施設の学費などの金銭的負担が大きい上に、介護分野の賃金水準が他の職種と比較して低いことから、当該在留資格の新設により、介護分野で働く外国人が増えるかについては、疑問も呈されている<sup>39</sup>。

技能実習法案は、介護分野に限らない技能実習制度全体の見直しに関するもので、技能実習制度の適正化と優良な受入れ団体等における受入れ期間の延長等の措置を講じるものである。

「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）は、この法律の成立後の新たな技能実習制度の施行と同時に、技能実習の対象職種に介護分野を追加するとしている<sup>40</sup>。

技能実習制度の介護分野への拡大については、入国時に技能実習生に求める日本語能力試験 N4 程度の日本語能力で十分な介護が行えるのか、訪日 2 年目までに就労しながら日本語能力試験 N3 レベルの日本語能力を身につけることはできるのか、といった懸念が示されている<sup>41</sup>。また、そもそも技能実習制度は、途上国への技術移転という目的とは裏腹に、実際には低賃金の外国人単純労働者の受入れルートになっているとの指摘が多く、技能実習生の労働条件の低さや人権侵害等に対する批判も強い。このような制度に介護を含めることで、介護の質が低下する、介護職が低賃金の職として固定化してしまう等の懸念も示されている。<sup>42</sup>

なお、平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）は、「介護離職ゼロ」に向けた取組として、EPA に基づく介護福祉士候補者の受入れ及び在留資格「介護」による受入れを、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていくとしている<sup>43</sup>。

<sup>37</sup> 第 190 回国会衆議院法務委員会議録第 14 号 平成 28 年 4 月 27 日 p.6.（階猛委員の質問に対する岩城光英法務大臣の答弁）

<sup>38</sup> 佐藤義一「在留資格「介護」の創設と介護人材問題の背後にあるもの—「国際貢献」から「外国人労働者受け入れ政策」へ—」『国際人流』341 号, 2015.10, p.22.

<sup>39</sup> 「在留資格に「介護」創設 外国人材 待遇に課題」『読売新聞』2015.2.3.

<sup>40</sup> 「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）p.72. 首相官邸ウェブサイト <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2\\_3jp.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf)>

<sup>41</sup> 「介護現場に外国人実習生 質の確保や日本人待遇で課題」『読売新聞』2015.2.1; 「日本語能力「4 級」で可 入国時に 施設負担増に懸念も」『読売新聞』2015.1.27.

<sup>42</sup> 結城康博「外国人技能実習制度を見直して移民政策の議論を一介護職種追加から考える—」『週刊社会保障』2828 号, 2015.6.8, pp.48-53; 磯部文雄「介護に外国人 受け入れ広がるか 実習制度 低賃金固定化も」『読売新聞』2015.4.14; 指宿昭一「重労働の「抜け道」」同.

<sup>43</sup> 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）p.15. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichikusokatsuyaku/pdf/plan1.pdf>>

### III 受入れに対する意見

介護分野の外国人労働者受入れ拡大に賛成する立場からは、高齢人口の増加が見込まれる中、必要な介護人材を日本人だけで確保することは困難であるため、外国人材の受入れも認めるべきとの意見がある<sup>44</sup>。

受入れ拡大に慎重な立場からは、介護職全体の待遇を向上させ、これらの職種を日本人にとっても魅力ある仕事にすることが先決であるとの意見がある。また、介護は対人サービスであり、一定以上の日本語能力や日本の慣習等への理解が必須であるため、日本語能力が不十分であったり、文化的背景が異なったりする外国人の受入れを拡大することで、人材の質の確保ができなくなるのではないかと、という懸念も示されている。<sup>45</sup>

看護・介護分野の外国人労働者受入れ全般に関して、関係団体の反応をみると、日本経済団体連合会（経団連）等の経済団体はおおむね受入れに積極的な立場をとっている。日本労働組合総連合会（連合）等の労働組合は受入れに慎重な立場であり、外国人労働者の受入れよりも、看護・介護分野の労働条件を引き上げ、日本人にとって魅力ある職種とすることが先決との見解を示している。日本医師会等の職能団体は、国家資格を取得した外国人看護師・介護福祉士の就労には一定の理解を示しつつ、人材不足への対応には日本人労働者の養成・確保が重要としている。詳細は表3のとおりである。

表3 看護・介護分野の外国人労働者受入れに対する関係団体の見解

団体名	主張の概要
<b>経済団体</b>	
日本経済団体連合会（経団連）	・EPA 看護師・介護福祉士候補者の受入れに関して、日本において今後看護・介護分野の人材需要の増加が予想され、国際的にも人材獲得競争が激化しており、積極的に同分野の人材の育成、確保を図る必要がある。
経済同友会	・介護人材の確保には、職業としての介護の魅力を高めるとともに、外国人等の多様な人材を活用する必要がある。 ・EPA 看護師・介護福祉士候補者については、日本での資格取得における基準の再検討（在留期間の延長、介護福祉士の国家試験において専門用語の理解度を英語で確認する等）、資格取得後もキャリアの向上ができる就労環境の整備等が必要である。 ・EPA の枠組みに限らず、日本への看護師、介護福祉士候補者の派遣国を拡大すべきである。
<b>労働組合</b>	
日本労働組合総連合会（連合）	・技能実習制度の対象職種に介護を含めることは、低い労働条件が固定化され処遇改善が妨げられる、日本語能力が不十分だとケアが不十分になる等の理由で認められない。介護分野の処遇や労働環境を改善し、介護分野を日本人にも魅力ある職業とすることが先決である。
UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン	・技能実習制度の対象職種に介護を含めることは、技能実習制度の本来の目的からの逸脱、介護の質の低下につながりかねず、受け入れがたい。外国人労働者の受入れを議論する前に、国内の介護従事者の賃金水準の引上げと労働環境の整備に注力すべきである。
日本医療労働組合連合会（医労連）	・日本の医療・福祉人材は、安易に外国人労働者に依存すべきではない。 ・外国人看護師・介護福祉士の就労の条件として、国家資格の取得、業務遂行に支障のない日本語能力、日本人と同等の労働条件を求める。
<b>職能団体</b>	
日本医師会	・国家試験に合格したEPA 看護師は、一定の能力が担保されたものとして認めてよい。ただし、労働力としてではなく、帰国後に母国の看護レベルを上げるための仕組みと考えるべきである。看護分野の労働力確保は、国内の養成力を強化することにある。

<sup>44</sup> 熊谷和正「介護に外国人 受け入れ広がるか 人材不足解消に必要」『読売新聞』2015.4.14; 「外国人労働者と介護人材」『週刊社会保障』2775号, 2014.5.5-12, p.76.

<sup>45</sup> 結城 前掲注(42); 「使い捨てにされる外国人に介護される日」『週刊朝日』5295号, 2015.2.27, pp.18-22.

日本看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人看護師の受入れには、①日本の国家試験を受験し看護師免許を取得すること、②安全な看護ケアが実施できるだけの日本語能力を有すること、③日本で就業する場合は日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること、④看護師免許の相互承認は認めないこと、を条件とする。</li> </ul>
日本介護福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用環境等の整備により日本人介護労働者の確保・定着に努めるべきである。</li> <li>技能実習制度の対象職種に介護を含めることについては、途上国への技術移転という技能実習制度の趣旨に沿った運用がなされることを確認した上で実施することが必要である。</li> <li>日本で介護福祉士の国家資格を取得した者については、一定の質が担保されていることから、日本で働き続けることに問題はない。</li> </ul>

(出典) 以下の資料等を基に筆者作成。

- ・日本経済団体連合会「2011年度経団連規制改革要望～“新生日本”の創造に向けた基盤整備を～」2011.9.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/088/11.pdf>>
- ・経済同友会「2009年度社会保障改革委員会 提言 持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を～公的介護保障の見直しと介護を自立した産業にするための環境整備～」2010.6. <<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2010/pdf/100628b2.pdf>>
- ・日本労働組合総連合会「技能実習制度の見直しに関する連合の考え方について」2014.11.20. <<http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/gaikokujin/minaoshi.html>>
- ・UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン「外国人技能実習制度」による介護分野への外国人労働者受け入れ拡大に対する事務局長談話」2014.6.11. <[http://www.nccu.gr.jp/torikumi/detail.php?SELECT\\_ID=201406110001](http://www.nccu.gr.jp/torikumi/detail.php?SELECT_ID=201406110001)>
- ・日本医療労働組合連合会「医療・介護職場への外国人労働者の就労問題についての見解」2009.2.18. <<http://irouren.or.jp/old/jp/html/menu4/2009/20090619161024.html>>
- ・日本医師会医療関係者検討委員会「平成 24・25 年度 医療関係者検討委員会報告書」2014.3, p.36. <[http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20140416\\_31.pdf](http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20140416_31.pdf)>
- ・日本看護協会「看護師国家試験の用語についての日本看護協会の基本的な考え方」2010.7.14. <<http://www.nurse.or.jp/home/opinion/newsrelease/2010pdf/20100714.pdf>>
- ・日本介護福祉士会「外国人介護 [人] 材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」に対する見解」2015.2.12. <<http://www.jaccw.or.jp/pdf/yoboshoteigensho/20150212kenkai.pdf>> ([ ] 内は筆者補記)

## おわりに

日本では、世界にも類をみないほどの速度で高齢化が進んでおり、介護分野の人手不足は深刻化すると見込まれる。対応策として、外国人労働者の受入れよりも先に、長時間労働や勤務の不規則さの解消、他業種と比べて低い賃金水準の是正等、介護分野の労働条件の改善が必要との主張は当然であろう。しかし一方で、深刻な人手不足を背景に、今後の外国人労働者の受入れ拡大を見込んで、日本の受入れ施設等が外国人の介護人材を自ら育成する動きも既に始まっている<sup>46</sup>。今後、外国人労働者の受入れは拡大こそすれ縮小することはないと見込まれるのであれば、どのような受入れ態勢を整えるべきかの議論は続けていく必要があるだろう。

他方、外国人労働者の受入れについては、受入れ側である日本だけではなく、送出し側の国々の状況も踏まえる必要がある。これまで EPA に基づき日本に看護師・介護福祉士候補者を送り出してきた送出し国の状況をみると、外貨獲得や技能修得等を目的に、概して人材の送出しに積極的である<sup>47</sup>。ただし、母国で高い教育を受けた者が国外に流出することや、修得した技能が必ずしも母国ではいかされていないことを懸念する声もある。介護分野の外国人労働者の受入れ拡大について、今後も幅広い視点からの議論が必要であると思われる。

<sup>46</sup> 例えば、ベトナムの大学と連携して EPA に基づく受入れの候補者を育成している例（「青森社会福祉振興団（青森県）ベトナムで日本式の介護」『日経産業新聞』2014.10.9.）や、技能実習制度の拡充を見込んでベトナムの看護学科卒業者を技能実習生として派遣するために育成する例（「実習名目の労働 拡大 介護「求人」ベトナムへ」『朝日新聞』2015.12.20. 海外介護士育成協議会の例）が報じられている。

<sup>47</sup> ベトナムについては、濱野恵「ベトナムの海外労働者送出政策及びシンガポールの外国人労働者受入政策」『レファレンス』771 号, 2015.4, pp.53-54. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9227946\\_po\\_077103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9227946_po_077103.pdf?contentNo=1)> を参照。

別表 看護・介護分野の外国人労働者受入れに関する政府の主な動き

日付	会議、文書名	内容
平成22年 3月30日	法務省「第4次出入国管理基本計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後5年程度の出入国管理の基本方針を示す。</li> <li>・柱の1つである「我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」の中の「経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ」の一施策として、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生の受入れについて検討を進める。また、同じ柱の中の「研修・技能実習制度の適正化への取組」として、技能実習生の保護に係る措置、監理団体・実習実施機関の適正化、送出し機関の適正化等について、検討を進める。</li> </ul>
平成25年 3月7日	第6次出入国管理政策懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次出入国管理基本計画の検討課題について、有識者の意見を聴取することを目的として発足。</li> </ul>
平成25年 11月8日	第6次出入国管理政策懇談会 外国人受入れ制度検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次出入国管理政策懇談会の下に設置された外国人受入れ制度検討分科会において、技能実習制度の見直しに関する議論開始。</li> </ul>
平成26年 1月20日	産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度について、介護等の分野を追加することを含めた制度の見直しについて、平成26年年央までに方向性を出す。</li> </ul>
平成26年 1月22日	世界経済フォーラム年次会議 (ダボス会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安倍晋三内閣総理大臣が、冒頭演説において、「多くの女性が市場の主人公となるためには、多様な労働環境と、家事の補助、あるいはお年寄りの介護などの分野に外国人のサポートが必要です」と発言。</li> </ul>
平成26年 4月4日	第2回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間議員から、技能実習制度の期間延長、受入れ人数枠の拡大、対象職種に介護を含める等の提言がなされる。また、EPA 看護師・介護福祉士候補者の受入れの拡充、日本で介護福祉士の国家資格に合格した留学生が就労できる仕組みを検討することも提言される。</li> <li>・安倍総理大臣が、技能実習制度の監理・運用体制を抜本的に強化・改善するとともに、実習期間や対象業種などについて必要な見直しを行うよう指示する。また、移民政策と誤解されないように配慮しつつ、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、更なる外国人材の活用の仕組みについても検討を進めるよう指示する。</li> </ul>
平成26年 6月10日	第6次出入国管理政策懇談会 外国人受入れ制度検討分科会 「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度について、技術移転を確実に達成できる受入れ機関についてのみ受入れを認め、技能実習生の人権保護の強化、監理団体の監理体制の強化、関係機関による監視体制の構築等を目指す。</li> <li>・制度の拡充に関して、優良な受入れ機関における受入れ期間や人数枠の拡大、介護等の分野への拡充、技能実習の期間延長（現行の最長3年から最長5年に）等を検討すべきである。</li> </ul>
平成26年 6月24日	閣議決定「『日本再興戦略』改訂2014―未来への挑戦―」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度について、管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大等を検討し、平成27年度中の施行を目指す。介護分野への対象拡大については、平成26年中を目途に検討し、結論を得る。</li> <li>・日本の高等教育機関を卒業した外国人留学生が介護福祉士等の国家資格を取得した場合、在留資格の拡充を含め、就労を認めることについて、平成26年内を目途に制度設計等を行う。</li> </ul>
平成26年 10月30日	厚生労働省「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度への介護分野の追加、介護福祉士資格等を取得した外国人留学生の卒業後の就労を可能とする制度設計（在留資格の拡充を含む）、EPA 介護福祉士候補者の更なる活用について、有識者や介護サービス関係者を参集し、これらの外国人介護人材に係る課題を検討するため設置。</li> </ul>
平成26年 11月10日	法務省・厚生労働省「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化策、実習期間延長、受入れ枠拡大等について、有識者や使用者団体及び労働組合関係者の意見を募り、検討の参考とするため、法務省・厚生労働省が合同で設置。</li> </ul>

平成 26 年 12 月 26 日	第 6 次出入国管理政策懇談会 「今後の出入国管理行政の在り方」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済社会の活性化のための外国人の受入れ」として、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労できるよう、在留資格の整備を進めるべきである。また、「技能実習制度の見直し」として、制度全体の見直しを実施した上で、対象職種を追加を行うべきである。</li> </ul>
平成 27 年 1 月 30 日	技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな法律に基づく制度管理運用機関の創設、不適正な監理団体等に対する罰則や名称の公表制度の整備等の管理強化策に加え、優良な監理団体及び実習実施機関、優良な実習生の場合、一旦帰国した後の延長・再実習の実現や、受入れ人数枠の拡大等を検討すべきである。</li> </ul>
平成 27 年 2 月 4 日	外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度全体の見直し結果が制度化され、適切な運用が図られることを前提に、技能実習制度の介護分野への拡大の際の水準・内容、具体的な対応の在り方、制度設計等の進め方等の考え方を示す。</li> <li>・介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の就労を可能とする在留資格の拡充については、当該在留資格の対象は、介護福祉士の国家資格取得を目的として介護福祉士養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した者とすべきである。</li> </ul>
平成 27 年 3 月 6 日	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(第 189 回国会閣法第 30 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の管理及び実習生の保護強化のため、実習実施者(技能実習生に対し実際に技能等を修得させる企業等)を届出制とし、監理団体(実習実施者を監理する非営利の団体。商工会議所、農業協同組合等)を許可制とし、技能実習生ごとに作成する技能実習計画を認定制とし、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を講じる一方で、優良な受入れ機関については技能実習生の在留期間を延長する等の拡充策を講じること等を内容とする。</li> </ul>
	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」(第 189 回国会閣法第 31 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設すること等を内容とする。</li> </ul>
平成 27 年 6 月 30 日	閣議決定「『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。</li> <li>・EPA 外国人介護福祉士候補者の更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、平成 27 年度中に結論を得る。</li> </ul>
平成 27 年 9 月 15 日	法務省「第 5 次出入国管理基本計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後 5 年程度の出入国管理の基本方針を示す。</li> <li>・「我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」の一施策として、日本の大学等を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生について、在留資格を拡充する。</li> <li>・「新たな技能実習制度の構築に向けた取組」として、技能実習制度の適正化とともに、対象職種の拡大について、送出国のニーズや日本の産業実態に即した形で、検討を行う。</li> </ul>
平成 28 年 3 月 7 日	外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会報告書—経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の更なる活躍を推進するための具体的方策について—」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EPA 介護福祉士候補者について、受入れ対象施設の範囲の拡大、受入れ下限人数の運用の柔軟化、介護福祉士の国家資格を取得した候補者の就労範囲の拡大の方針を示す。</li> </ul>
平成 28 年 6 月 2 日	閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護離職ゼロ」に向けた取組のうち、介護の環境整備の 1 つとして、EPA 看護師・介護福祉士の活用と、入管法改正法成立後の仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進める。</li> </ul>

(出典) 各種政府資料を基に筆者作成。